

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年5月10日(金)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時00分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 岩 渕 典仁	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長 ほか2名 阿部建設部長 ほか3名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・中里市民センター建設工事について その他			
議事の経過	別紙のとおり			

# 総務常任委員会記録

令和6年5月10日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通して、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めるといたします。

暫時休憩します。

( 休憩 10:01~10:01 )

委員長 : それでは、再開します。

これより所管事務調査を行います。

初めに、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 本日は、急な申出にもかかわらず、説明の機会をいただきましてありがとうございます。

これから、中里市民センター建設工事につきまして、資料により状況の説明をさせていただきます。

その前に、本年3月4日の総務常任委員会で説明した内容の振り返りになりますが、中里市民センター建設工事につきましては、建築工事、それから電気設備工事、機械設備工事のそれぞれを令和5年11月20日から令和6年10月24日までの340日間の工期で契約を締結し、工事を進めていたところであります。

工事を進めている途中で設計内容に疑義等があったことが判明し、それらの内容の精査のため、令和6年3月5日から令和6年6月2日までの90日間、工事を一時中止しております。

この中里市民センターの建設工事の工期につきましては、工事を一時中止しました90日間と中止前の検討を要した期間の21日間の延長を見込み、令和7年2月末頃を見込んでいたところであります。

この間、これまでの中止期間に行ってきた設計内容、疑義の検証結果、それから設計の修正、建築確認申請の変更と工事の再開、その後の工期の設定について、これから建設部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 : 阿部建設部長。

建設部長 : それでは、私のほうから、中里市民センターの建設工事についてということで、3点ほど説明させていただきます。

設計内容の疑義の検証結果について、それと工事中止からの経過、それと工事再開後の工期の設定についてということで説明させていただきます。

資料1番目、設計内容の疑義の検証結果でございますけれども、設計の内容について精査をした結果、建築基準法上の基準については満たしておりましたが、市が発注した設計業務委託で定めた仕様について満たしていないということが判明しております。

それに対しての対応ですけれども、仕様を満たすための設計の修正を実施しております。

これについては、第三者機関への構造適合性判定を依頼、審査を経た上で修正を実施しております。

実施した後に建築確認申請の変更について、岩手県の建築主事へ提出しております。

続いて、2番の工事中止からの経過について御説明させていただきます。

先ほど、まちづくり推進部長からも話がありましたけれども、令和6年3月5日に設計内容の疑義について確認に時間を要するというので、建設工事の建築工事、それと電気設備工事、機械設備工事、3社に対して工事中止を通知しております。

6月2日までの90日間となっております。

その後、令和6年4月3日、設計が完了しましたので、岩手県の建築主事へ建築確認の変更、確認申請を提出しております。

今月の5月7日に計画変更の確認済証が交付されているという状況となっております。

3つ目、工事再開後の工期設定についてでございます。

工事再開時期については、当初の予定どおり6月3日に再開できる見込みとなっております。

(2)ですけれども、工事再開に向けた打合せにおいて、受注業者の方と打合せを実施しております。

そのときに年度内完成については難しいのではないかという報告を受けております。

理由については、下の2点になります。

一つが、設計内容の修正に伴い、基礎くいが追加となったことから、それらの資機材、それと下請業者の手配に時間を要するというので、もう一つが、一度契約を中断した下請業者の再手配に時間を要するというので、施工業者のほうからは、年度内完成については少し難しいのではないかという報告を受けております。

(3)、設計変更後、工事再開後の工期については、工事中止期間、それと追加工事分も含めて延長する予定です。

これについては、それぞれのタイミングでやるかについては現在調整中、それと工期については、現在、その施工業者と調整中、精査中でありまして、まだ確定しており

ません。

見込みが出た時点で、改めて説明を実施したいというように考えております。

(4)です。

中里まちづくり協議会への説明ということで、5月11日、明日になりますけれども、中里まちづくり協議会総会において、進捗状況について説明を実施する予定となっております。

なお、工事を再開する前に、地元に対しても状況説明というか、説明会を実施したいというように考えてございます。

説明については、以上でございます。

委員長：それでは、一連の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

武田委員。

武田委員：単純に、どうしてこのようなことが起きたのかということです。

市のほうで発注した内容と異なっていたという結論なのだと思いますが、そういった認識の差はなぜ起きたのか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：構造計算書を見ないと、なかなかそこら辺のチェックというのは分からない部分もあって、通常の職員ではなかなか発見しにくい部分というのがありまして、そういう工事を発注した後に工事監理という業務を発注するのですけれども、それは設計コンサルが別な目で見てチェックをしていくというところで、そこで詳細なチェックをしないと発覚できなかったというのが実情だと思います。

通常の設計業務の中ではなかなか発見しにくくて、そういうミスは発見できなかったということだと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：通常であれば、建築基準法にのっとったもので発注するというものですから、それは共通認識というのがある。

しかし、ここは特段そういったことに上乘せをして、強度を保たせたいというような場所であったり、建物であったということは、そもそもその設計書云々の前に、こういう考え方でこの建物は造らなければならないのですみたいな話というのは、例えば、お互い立ち会うというか、向き合ってやるのであれば、オンラインとかなんとかではなくて、書類だけでやり取りしたのであれば今のような話はありませんが、そもそもこちらで意図することをお伝えして、なおかつ、その設計書の注意点を留意しながら見ていただくというのが通常ですよ。

ですから、私としては、どうしても今の御説明だけでは、ちょっとこれだけの影響が起きてしまっているということですから、今後にありましても、その辺のポイントをき

ちんとお伝えできるような、そういうやり取りをしていかななくてはならないことだと思いますので、今のは、私とすれば、市がわざわざこういうようにしたのですよということとは特記事項としてあってしかるべきですよと、通常のものに上乘せたいということ、それが見落としされたというのは、どうも私としては、今のお話では納得できないのですが。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：特記仕様書に、確かに1.25倍で設計するよというの記載はあったと思うのですが、打合せの中でも、当然、発注者として、そこについては請負者に伝えて、このように設計してほしいということは、そういうやり取りはしていると思います。

ただ、その後で構造計算をして出てきた結果をぱっと見ただけでは、なかなか満たしているのか満たしていないのかというのは判断できないというのが実情で、別な計算をもう一度かけたりしなければなかなか発見はしにくいというのもあるので、それを第三者機関にチェックをお願いするとかということで対応していきたいというようには考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：今は、なかなかそういったものでは、プロにはプロだと思いますけれども、見つけづらいというようなお話もございましたが、今回は、主にどういった、どこどこと、どのような部分に、そういった強度を増すような基準法を上回ったような工事発注をして、その全てが見落とされたというように理解していいですか。

委員長：金今都市整備課課長補佐。

都市整備課課長補佐：今の御質問ですが、具体的にどの分を強度を増すということではなく、全体の建物に対して、強度は通常設計するものよりも強いものを設計してくれと特記仕様書に記入していたものなのですが、その中には、渡り廊下部分とか、そういったところも全ての建物全体につきまして、構造計算では強いものにするというような特記仕様書でうたっていたものでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：今回、このように工事は着手していた途中で問題を発見できたということですが、いずれ、今の説明ですと、もしかしたら本当に完成までそういったものは気づかずに、というようなことも、あっても不思議がないような、そういう説明の内容と私は承っているところがありますが、今後は専門的な方々を交えてということですが、これらについての業者に対する何か責任の所在なり、何なりをきちんとさせていただくとか、そういう考えはあるのですか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：責任というか、今回の修正設計に要した費用であったりとか、建築確認申請の再申請にかかった費用等がございますので、それについて、その設計をしたコンサルに対して請求をすることになると思います。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：今、武田委員が言った設計業者に対するペナルティーというか、それと下請というか元請した会社が下請を休んでもらっているわけですよね。

なかなか下請が見つからないという、そういう責任に対する補償というのは発生するのでしょうか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：施工業者が中止期間中に要する仮設材のリース料だったり、あるいは、常駐していただいている方の給料であったりとかというのに関しては、工事中止に要する費用ということで生じますので、それについても、コンサルのほうへ請求をするように今のところは考えております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：では、まずは前回の常任委員会の際に、その後に中里まちづくり協議会のほうに説明に行くというところで話があったかと思います。

ほかのところ、いろいろとポイントとしてはお伝えいただいているところがありますが、常任委員会として、まずもって、そのときに説明したときに、簡単に要約でも構いませんけれども、どのような御意見があったのかどうかのまずは報告をお願いいたします。

委員長：暫時休憩いたします。

（休憩 10：17～10：19）

委員長：休憩前に引き続き再開します。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：3月4日の午後7時から、中里市民センターでまちづくり協議会の役員の方々などに説明をさせていただきました。

そのときの質疑の主な内容になりますが、まず一つ、設計の内容に疑義が生じているというのは誰が気づいたのかというような話であります。

これは、先ほど建設部長の説明の中でありましたが、工事監理をお願いしている工事

監理者のほうから、いろいろな内容の質問があり、そういう内容が出てきたというようなことであります。

それから、疑義、不具合の内容というようなことで質問があり、その都度、それについてはお答えをしております。

あとは、設計業者を変えなくていいのかというようなことが、その業者にまたお願いするのか、そのまま頼むのかというような質問は受けておりますが、今回は、そのまま契約条項の中で設計の修正をしていただいたというような格好になります。

それから、精査して、今回この90日間の工事一時中止というようなことであったのですが、その3か月で本当にできるのかというような内容であり、こちらで想定しているのは、検証も含め、それから今回の修正も含め、3か月というような話をしております。

それからあとは、これは質問でなく意見であります。安全性が担保された構造をしっかりやってほしいというようなことで、早く供用開始できるようにやってほしいというような内容でお話をいただいたところであります。

主なところは、そのようなところであります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：では、今のこのうち1点だけ再質問しますが、一番は、利用に当たっての期間が延びたことによって、予定されていた計画ができなかったことに対する支障が出ているのではないかと思うのですが、今回また説明されるに当たって、後でまた質問しますが、延長されるというところがありますけれども、こちら辺の部分について、相手方のほうに、さらにどのような説明にしていく予定なのかどうかをまずお尋ねします。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今回、当初契約では10月末だったので、地元の方々は、文化祭ができるのではないかと、市民まつり、中里地域のお祭りができるのではないかとというようなことで思われていたところではありますが、どうしても3か月プラス、21日延びるのでというようなことで、大変申し訳なく、御迷惑をかけますというようなことでお話は申し上げたところであります。

早くというようなことの御意見をそこでいただいているところであります。

今回、今度の工事再開後ですけれども、まだ延びそうだというような話は受けているのですが、この辺のまず詳細のところはきちんと整理できていけませんので、これから工事再開までの間に、先ほど建設部長が申し上げたとおり、請負業者との打合せをしながら、できる限り短い期間でできるのかも含め、その辺をきちんと調整していかなくてはいけないことだと思いますので、今回は、少し延びそうだというお話を受けているというようなところで、またすみませんが、ちょっと延びそうなお話は受けていたというようなことだけを説明をするしかないのかというように感じております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：延長する部分の期間が、私も最後はそこを聞こうと思ったのですが、具体的にやはりいつまでというものがないと、その利用される方も計画を立てにくいのではないかと思いますので、今回、説明が入るということでしたけれども、その後も、きちんと何かが決まりましたら、その説明には引き続き入っていただきたいというように思います。

では、次、別な視点からですが、今回このような経過をたどっていった中に、やはり見えてこないものは、どれだけの経費が、その期間は分かりましたけれども、まだ見えない期間が出てきますけれども、一関市として、どれだけの費用が変わってくるのか、もしくは、さっき言った責任の部分がコンサルの請求云々と言っていましたけれども、それをもう、もろもろコンサルのほうに持ってもらえるという保証があるのかどうかというような、そこら辺の概算的なものでも構いませんけれども、予算的な変更点についてお尋ねします。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：予算的な話は、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の見直しに伴って支出する経費というのが出てくることは事実であります。

その分については、今の予算、繰越明許で事業を令和6年度の事業としておりますので、その予算の繰り越した額の中で対応はできるのかなというように今想定しているところであります。

今お話を受けている内容では、できそうだと感じているところであります。

またそこは、予算的なところはそのような内容であります。

あとは、経費的なところは建設部長のほうから。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：今回の設計内容の疑義の検証に要した費用であるとか、あるいは修正に要した費用については、どれだけかかるのかというのは整理しているところです。

まだ概算というか、本当に額が確定できていない状況なので、これについてはもうちょっと時間をいただきまして、精査したいと考えております。

一応考えているのが、先ほどお話ししましたけれども、再申請に伴う費用であったりとか、設計を検証するためにかかった費用であるとか、工事中止に伴う受注者の負担が生じた費用であるとか、そこら辺については今精査中です。

それとは別に、今回の耐震設計、本来それを満たさなければならないところの分の増額分というのが生じてきますので、それについては、具体的に言うと、基礎くいの本数が増加する見込みです。

それが何本なのか、どれぐらいになるかについては、現在それについても精査中です。なので、ある程度確定した段階で、その都度御説明をしたいというように考えております。以上でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：まずは、当初予定していた予算の中でできるというのは、この工事の実際の建物自体ができることが、それでできるということだということのように思うのですが、後半で説明した今回の3か月の延長、さらにもしかしたら延長するかもしれない分についての予算は、そのコンサルのほうに請求ができるということは、これまでもって確定されている事実なのではないでしょうか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：検証に要した費用については、コンサルのほうに請求をしたいというように考えております。

ただ、その後で支払うかどうかというのは、また交渉になると思うので、いずれ、そのかかった費用については請求をしたいと思っております。

あとは、くい増工分については、もともと必要だったということなので、それについては、工事の増額分として処理することになるかというように考えております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：最後になりますけれども、先ほど武田委員からもありましたが、最終的に、やはり責任の部分が前回の部分でも検証されるという話でしたので、今回、ある程度そういった検証された結果も出るのかと思っておりますけれども、その請求で実際請求はするけれども、いや、受けないとなると、では市のほうが持つのかという話にもなる、市民の方々は、まず延長されていることに不利益が出ている、さらに市としては、予算として増額になることは、やはりこれはきちんと責任の所在を明らかにしなくてはいけないと思いますが、こちら辺の整理をどのようにされているのかどうかお尋ねします。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：責任の所在のところ、先ほど請求を考えているという、しなくてはいけないだろうというようなお話を建設部長がしておりますし、その辺は、設計の部分については、コンサルの分については、きちんとそういうように求めていくべきだろうと私も思います。

ただ、その辺のまだ整理がきちんとできておりませんので、完全にこういう整理ができた時点で、また説明をさせていただくことになるのだろうと思います。

ただ、今は工事を再開するためにはというようなことで、ここまで何とか整理をしてきているところでありますので、これから、その責任のところというのは、きちんとまたまとめていかなければならないというように思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：調査中なので、今の答弁になるかもしれませんが、それでは、今回のような事例が起

きたことに当たって、今後もこういった契約というものはあるかと思えます。

建設部長にお尋ねしますが、これらの反省を踏まえて、今後どのようなことが対策として検討されているのかどうか、今回のものに限らず、検討されているのかどうかお尋ねします。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：まずは、やはり施工に際して工事監理をしっかりと発注して、第三者の目でしっかりとチェックしていただくということを徹底するということだと思います。

それとあと、今回の設計の不備というのが事例になりますので、こういったことを参考にして、同じような間違いを犯さないように、部内で徹底したいというように考えております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私からも幾つかお尋ねいたします。

まず、確認なのですが、3番目の工事再開後の工期設定についてというところの(2)の説明の中で、年度内完成が難しいというようになっているのですが、先ほどの御説明ですと、10月から3か月間延長というようなところで、プラスアルファで何かトラブルといいますか、何か要したら、またさらに延びる可能性があるということで、ここは年度内完成という表現にしているのか、あるいは、これ年内完成なのかそこだけ確認をしたいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：これに関しては、3か月プラスアルファだけ延ばせば2月になるのですが、そこからの1か月、例えば1か月半とか2か月以上かかるのではないのかというのは、恐らく下請とか資機材の手配でどれぐらいかかるか分からない、今手配中なので、恐らく2か月以上かかるのではないかというような予測に基づいての報告というように受け止めております。

それがすぐ決まってしまうと多分解決するのですが、それがなかなか一旦離れた下請を戻すのにどれぐらいかかるのか分からない状態、あるいは、新しく増工するくい、くい資機材の手配とか、くい施工する下請が手配できるかというのがまだ分からない状態なので、こういうような報告が上がってきているというように認識しております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：分かりました。

ありがとうございます。

それともうひとつなのですが、今回、疑義の検証結果というようなところで、今の御

説明ですと、建築基準法上は何も問題はなかったと。

しかし、市が委託している耐震強度というような部分で不備があったというようなお話なのですが、これ、そもそも入札をする際に、そういった部分というのも踏まえた上で入札価格というのは設定していたのでしょうか。

入札が終わってから、いや、実は設計がこれぐらいやらないと駄目ですよというような、後追いでといたしますか、業者も、もしかしたら入札価格がこれだけだったので、もうこれ以上はできないというような感覚の中でやってしまったのであれば、これは問題だなというように思っただけの質問なのですけれども、入札の価格というのは、きちんとそこから辺も想定した価格になっていたのでしょうか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：設計業務ということによろしいでしょうか。

当然、特記仕様書というのですか、その設計図書の中に、耐震設計であれば通常の1.25倍でやるというのは明記してありますので、その前提で入札をして、契約をして、ただ、構造計算の中で、そこがなされていなかったということなので、契約時点では、はっきりとそこは記載されて、お互いに分かった上で契約しているのは間違いないと思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：そうしますと、こちらから、市として入札の希望価格に関しては問題なかったというような認識でよろしいですか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：そのように認識しております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私からも質問させていただきます。

今の説明を聞いていたのですけれども、そうなるちょっと不安なのが、この設計業者がこれまで市の関わった建物というものはあるのでしょうか。

委員長：金今都市整備課課長補佐。

都市整備課課長補佐：今回、設計をお願いしたコンサルには、過去にもお願いしている件がございます。

そのときは、成果品が上がってきたときにも問題もなく内容を精査して、耐震設計も当然ながら要求どおりのものが上がってきております。

今回の中里市民センターに関しましても、正直なところを言いますと、設計そのもの

が、要求したものが要求したとおりに上がってきているのだろうというような細かい数字のチェックのところまで至らなかったという、専門性がありましたので、至らなかったというような点でございます。

過去にも、この設計事務所は、市の施設をやっているものはあります。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：やはりこの設計業者が今まで携わってきた建物が本当に大丈夫なのかという市民の感情もあると思うのです。

その中で、これまでは問題なかったという話ですけれども、今回に限って、これで大丈夫かという話で通ってきたという話でしたが、やはり市民からしてみれば、安全安心な建物、施設でなければならないというところの基準を、今後、第三者を通して対応していくというようなお話がありましたけれども、やはり再度点検する必要があるのではないかと私は思うのですが、その辺のお考えはありますか。

これまで建てた施設も含めて。

委員長　：金今都市整備課課長補佐。

都市整備課課長補佐：今のお話ですと、委員おっしゃられるのは、過去に設計事務所がやられた施設も再点検する必要があるかというお尋ねのようでございますが、過去にやられた工事は何か所かございますが、そのときは、全て当然ながら監理者も立てまして、内容的には、耐震強度は守られているというように認識しておりますので、最終的に検査も合格しているものでございますので、私たちは、再検証は考えていないところでございます。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：その検査したときの基準というのは、市の要望した耐震補強、強度があると思うのですけれども、基本は、やはり建築基準にのっとった評価になると思うのですが、そこで間違いはないかお伺いします。

委員長　：金今都市整備課課長補佐。

都市整備課課長補佐：今おっしゃられるとおりでございまして、建築基準法がまずは第一段階でございます。

その建築基準法を満たしているというのは当然のことでございますし、それ以上に求めていた、例えば今回のようなケース、1.25倍するようなケースがございます。

そういったのにも当然ながら検査して、問題がないというように判断しているところでございます。

委員長　：武田委員。

武田委員：今の話のやり取りを聞くと、専門性を持った落札をした設計業者、このところは、本当にそれ専門なわけですから、それをまたフィードバックをされて、例えば市の職員が事細かく見て、落ち度を見つけられるかという、これは難しいと私は思っているところがあります。

そうした観点からいくと、やはりこの設計業者には、かなり責任というものがあるわけです。

これ、おとがめなしということはないと私は思うところがございますので、その熾烈な戦いで、今業者たちもいろいろと制度的なことも、それから、いろいろなことをスキルを高めてやっていただいて、公共施設の設計等、それを落札していただいた。

その落札の内容と違うものを出していましたと、端的に言えばそういうことですよね。

ですから、お約束が守られていないと、これがなかなか通常の人たちでは、見ても分からないものだという、ややこしいものでありますが、そういっただけのものですから、本当に信頼の得られる業者でなければならないということになりますから、そういうように立ち直っていただくためにも、きちんとしたけじめをつけていただきたいと、このように要望しておきたいと思えます。

委員長：ただいま要望ですので、ひとつ、それに対応してもらうようにお願いします。  
そのほか質疑の方はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。  
以上で、中里市民センターの建築工事についての調査を終わります。  
職員退席のため休憩します。

（休憩 10：41～10：42）

委員長：それでは、休憩前に引き続き再開します。  
次に、その他に入ります。  
最初に、行政視察先への質問事項について協議します。  
視察先への質問事項につきましては、2名の方から提出があり、正副委員長において調整した上、既に視察先へ送付してございます。  
質問の内容は、お示ししている資料のとおりですが、視察先での質問の役割分担をしたいと思えます。  
暫時休憩します。

（休憩 10：43～10：58）

委員長：それでは、休憩前に引き続き再開します。  
行政視察先につきましてはの質問内容については、先ほどあった内容を視察先にお示し

して、その内容で向こうの対応についての返信も、ただいま書記から説明があったとおりでございます。

それでは、分担につきましては、以前に決めていたと思いますけれども、まず、松本市は千葉栄生委員、それから、次の中野市は佐藤委員、それから、郡山市は岩淵委員、では、この分担に沿って、視察の内容等の取りまとめをお願いしたいと思います。

それでは、そのような対応で行政視察を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、行政視察の行程について、事務局より説明させます。

石川書記。

書記：それでは、行政視察の行程についてですけれども、先ほども申し上げましたが、昨日、中野市から、空き家バンク事業の視察について、座学のほかに空き家相談窓口の現地視察を行ってはどうかという提案がございました。

座学の後、空き家相談所「DROP」という施設を視察しまして、その対応は地域おこし協力隊の方にしていただくということです。

検討をお願いいたします。

以上です。

委員長：それでは、ただいま事務局から説明がありましたけれども、これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、行政視察の行程につきましては、事務局からの説明のとおり進めたいと思います。

それでは、そのほか委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようですので、以上で、その他を終わります。

これをもちまして、本日の委員会を散会します。

御苦労さまでした。

(午前11時00分 終了)